

はじめに

山形県知事 吉村美栄子



山形県では、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、平成20年3月に山形県医療費適正化計画を策定しました。

この計画に基づき、関係機関と連携しながら、県民の健康の保持の推進、医療の効率的な提供の推進に取り組んできました。その結果、特定健康診査や特定保健指導の実施率などが全国上位を維持するとともに、第2期山形県医療費適正化計画から設定いたしました後発医薬品の使用割合につきましても高い水準となるなど、一定の成果が上がっているところです。

しかしながら、本県の将来推計人口をみると、平成27年から平成42年にかけて医療需要の高い75歳以上の人口は増加するとされており、これに伴い、後期高齢者医療費も上昇傾向にあり、今後も更に伸びることが予想されます。

こうした状況を踏まえながら、このたび、第3期山形県医療費適正化計画を策定しました。

本計画は、医療計画や介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、計画期間を5年から6年に変更するとともに、これまで設定した目標に加え、新たに、県民の健康の保持に向け、生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標などを設定したところであり、毎年度その進捗状況を評価し、取組の見直しや充実につなげてまいります。

本計画の目標の達成に向けましては、特定健康診査等の実施主体である保険者や、市町村、医療機関など関係者の積極的な取組が不可欠であるとともに、県民一人ひとりが生活習慣病予防など健康づくりに取り組むことが重要です。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御検討いただきました山形県保健医療推進協議会の委員各位をはじめ、市町村、関係団体の皆様方に対しまして心からお礼申し上げます。

平成30年3月